（総務課の所掌事務）

第七百四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（削る）

（削る）

九～十四　（略）

（会計課の所掌事務）

第七百四十一条の二　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第七百四十一条の三～第七百四十一条の五　（略）

（上席看護指導官）

第七百四十六条の三　医療課に、上席看護指導官一人を置く。

2　上席看護指導官は、命を受けて、第七百四十五条の三に掲げる事務（看護に関する専門的事項に係るものに限る。）を行う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一三、五三五人	
林野庁	四、六一五人	
水産庁	一、〇〇六人	
合計	一九、一五六人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一三、五一五人	
林野庁	四、六三五人	
水産庁	一、〇一四人	
合計	一九、一六四人	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則第一条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○農林水産省令第三十四号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十九条第二項、第二十条第三項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項及び第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（総務課の所掌事務）

第七百四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十　支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十一～十六　（略）

（新設）

第七百四十一条の二～第七百四十一条の四　（略）

（新設）